

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、株主及びその他ステークホルダー、そして社会からの信頼を築き共に発展していくことを経営の基本方針としており、そのために、コーポレート・ガバナンスの強化を図り企業価値の向上に努めることが、経営の重要課題の一つと位置づけております。

具体的には、当社がグループ経営計画及び経営戦略の策定、傘下のグループ会社の指導・監督とともに、ステークホルダーへの説明責任を果たし透明性を確保していくことが重要な役割であると認識しております。また、当社は当社が担う事業領域と機能の中で明確な事業責任を負い、市場競争力をより一層強化することでグループ全体の価値向上を図ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、2018年6月の改訂後のコードの各原則を実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

(原則1 - 4 政策保有株式)

1. 政策保有に関する方針

当社は、持続成長のためには当社の事業活動に関連する企業との協力関係が不可欠と考え、相手企業との関係・連携強化を図る目的で、政策保有株式を保有します。取締役会において、個別銘柄毎に配当金・関連取引利益などで得られる便益と資本コストとの比較検証を行うとともに、投資先との取引関係の維持・強化などの経済合理性を確認しております。確認の結果、保有の合理性が認められないと判断される場合は、縮減を図ります。

2. 議決権行使について

当社は、政策保有株式について、投資先の経営方針を尊重したうえで、中長期的な企業価値向上や株主還元向上に寄与するものであるかどうか、当社の持続的成長・中長期的な企業価値向上に寄与するものであるかどうかの観点から議案ごとに確認して、議決権の行使を判断します。

(原則1 - 7 関連当事者間の取引)

当社は、関連当事者間の取引は取締役会での決議を要するものと定め、取締役会で取引条件及びその決定方法の妥当性を審議します。監査等委員会は、取締役の義務に違反する事実がないか監視・検証し、健全性及び適正性の確保に努めます。また、内部監査部門は、これらの内容に関し遵守状況のモニタリングと評価を行い、内部管理体制の強化に努めます。

(原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮)

当社の加入する三協立山企業年金基金では確定給付企業年金の安全かつ効率的な運用を図る目的で当社の経営企画、財務経理、総務人事部門から選出されたメンバーで構成される資産運用委員会を基金内に設置しております。

この資産運用委員会は年4回以上定期的に開催し、資産運用基本方針の策定及び見直し、政策アセットミックスの策定及び見直し等を行うと共に運用状況の定期的なモニタリングを行い年金運営の健全性を確認しております。

(原則3 - 1 情報開示の充実)

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社公式HPで経営理念と行動指針を公開しています。

< 経営理念・行動指針 > <https://www.st-grp.co.jp/company/vision.html>

< 中期経営計画 > https://www.st-grp.co.jp/ir/midterm_plan.html

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考えと基本方針

当社公式HPで当社のコーポレートガバナンスに関する基本方針を公開しています。

< 基本方針 > <https://www.st-grp.co.jp/company/governance.html>

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬は、業務執行取締役が原案を策定し、独立社外取締役を中心に構成される任意の報酬委員会が審議を行い、監査等委員会に意見を聴取したうえで、取締役会に諮ります。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社は、取締役候補者の指名に当たっては、独立社外取締役を中心に構成される任意の指名委員会が協議して案を作成し、監査等委員会に意見を聴取したうえで、取締役会に諮ります。

監査等委員である取締役の候補者の指名にあたっては、取締役会に諮る前に監査等委員会の同意を得るものとします。

(5) 取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

当社は、各取締役候補者の選任理由について、株主総会招集通知に記載しております。

(補充原則4 - 1 - 1 経営陣に対する委任の範囲の概要)

当社では、取締役会で決議すべき事項を取締役会規程に定め、株主総会に関する事項、決算に関する事項、人事・組織に関する事項、株式・社

債及び新株予約権に関する事項、経営方針・経営計画に関する事項など、法令及びこれに準ずる重要な事項について、取締役会決議をもって決定することとしています。一方、経営における業務執行責任の明確化と意思決定の迅速化を図るため、執行役員制を導入し、取締役会規程に定める事項以外の業務執行上の事項について、各事業責任者及び部門統括責任者で構成する経営会議に決定権限を委譲し、これを経営会議規程に定めています。

(原則4 - 9 独立性判断基準)
当社は、社外取締役の選任に際して以下の基準により独立性を判断しています。

- 以下のいずれかに該当する場合は、独立性を有しない。
1. 当社グループの現在の業務執行者又は当社グループの業務執行者であった者
 2. 以下に該当する当社の主要な取引先若しくはその業務執行者
 - (1) 当社の継続的な取引先で、当社販売総額の1%以上、かつ、当該会社の仕入額に占める当社販売額が10%以上
 - (2) 取引金融機関のうち、当社総借入額に占める当該金融機関からの借入額が10%以上
 3. 以下に該当する当社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者
 - (1) 継続的な取引先で、当社仕入総額の1%以上、かつ、当該会社の売上占める当社仕入額が10%以上
 4. 取締役の相互兼任の関係にある会社
 - (1) 当社の出身者が社外役員となっている会社であって、当該会社の出身者が当社の社外取締役である場合
 - (2) 当社の社外取締役本人が取締役に就任している会社又は取締役に相当する役員に就任している会社において、当社の取締役に相当する役員に就任している場合
 5. 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者)
 6. 当社が寄付を行っている先又はその出身者
 7. 第1号から第6号までに該当していた者で、当該先の業務執行者でなくなってから10年に満たない者
 8. 次のaからcまでのいずれかに掲げる者(重要でない者を除く)の二親等内の親族又は同居の親族
 - a 第1号から第7号までに掲げる者
 - b 当社又は当社子会社の業務執行者
 - c 最近においてbに該当していた者

(補充原則4 - 11 - 1 取締役会のバランス、多様性、規模に関する考え方)
当社は、監査等委員会設置会社を採用し、取締役会においては複数の社外取締役を含む多様な見識、経験、専門性を確保できるようにバランスよく構成されることに努めるものとします。取締役候補者の選任は、経営や事業に関する知見、経験、能力を踏まえたうえで、取締役会全体のバランスや多様性も考慮して総合的に判断します。

(補充原則4 - 11 - 2 取締役の兼任状況)
当社は、取締役の兼任状況を事業報告、株主総会招集通知に記載しております。

(補充原則4 - 11 - 3 取締役会の実効性評価)
当社は、2016年から、毎年全取締役を対象として、取締役会全体の実効性に関する評価を実施しております。自己評価結果に基づいて取締役会での討議を実施し、取締役会の実効性向上を図ります。2021年5月期(第76期)における分析・評価結果の概要は次のとおりです。
昨年度の実効性評価を受けて、今年度は、説明資料の質的向上に向けた提議・報告フォーマットの改善、審議内容の理解度向上に向けた事前説明会の開催の徹底に加え、会議時間・議案件数のスリム化、経営計画・戦略、重要案件の審議充実を図るため、取締役会で決議される一部の個別執行案件を、経営会議体に委譲しました。
今後の課題として、「執行と監督の分離」の体制に向け、取締役会とともに他の経営会議体の機能・役割や社外取締役のあり方についての検討や、更なる取締役トレーニングの充実が必要であることが認識されました。以上の分析・評価を踏まえ、認識された課題の改善に取り組み、今後も取締役会の実効性をより高めてまいります。

(補充原則4 - 14 - 2 取締役のトレーニングの方針)
取締役に対しては会社法、会計基準等の講習及び時事の情勢に応じた研修会等を定期的を開催してまいります。

(原則5 - 1 株主との対話)
当社は、以下の方針でIR体制の整備・充実に図り、広報・IR部が主体窓口となって株主との建設的な対話促進を図ります。
(1) IR担当役員が広報・IR部を所管し、広報・IR部で株主との対話促進に係る社内連携を推進します。
(2) 対話面談については、合理的な範囲で取締役が臨むことを基本とします。
(3) ディスクロージャーポリシーの当社ホームページへの掲載、決算説明会の開催、投資家向けミーティングの開催等によりIR活動の充実に図ります。
(4) 対話において把握された株主の意見・要望を取締役及び経営陣に適切にフィードバックし、課題認識等の情報共有を図ります。
(5) 株主との対話に際して、未公表の重要な内部情報が外部に漏洩しないよう、内部情報管理責任者及び社内関連部署と連携を図り、内部情報管理規程に基づき情報管理を徹底します。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%以上20%未満
---------------------------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
住友化学株式会社	2,235,278	7.10
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,731,700	5.50
三協立山社員持株会	1,222,479	3.89
三協立山持株会	1,160,220	3.69

ST持株会	1,047,063	3.33
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,023,600	3.25
三井住友信託銀行株式会社	971,700	3.09
株式会社北陸銀行	888,951	2.83
住友不動産株式会社	809,800	2.57
BNYMSANV AS AGENT / CLIENTS LUX UCITS NON TREATY 1 (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	542,400	1.72

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

更新

信託銀行等の信託業務に係る株式数については、当社として網羅的に把握することができないため、株主名簿上の名義で所有株式数を記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	5 月
業種	金属製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	12 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
長谷川 弘一	他の会社の出身者											
釣 長人	税理士											
荒牧 宏敏	他の会社の出身者											
武島 直子	弁護士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	-----------	----------	--------------	-------

長谷川 弘一	○	○	社外取締役 長谷川弘一は、2008年まで当社の主要な取引銀行である株式会社日本政策投資銀行の業務執行者であった。同氏は同行の業務執行者を離れてから10年以上経過しており、当社としては独立性があると判断している。	株式会社日本政策投資銀行及び国家公務員共済組合連合会での長い勤務経験から、財務、企業融資及び機関投資家としての資金運用に関する経験と豊富な知識を有しており、これらを当社経営の監査・監督に生かしていただくため社外取締役に選任している。選任後は幅広い経営的視点や財務会計及び資金運用の専門的見地からの助言・提言をいただき、当社の経営・監督機能強化に尽力いただくことを期待している。同氏の経験を踏まえた公正性、公平性のある意見とともに適正な監査が期待でき、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定した。
釣 長人	○	○	社外取締役 釣長人氏は、税理士であり、金沢国税局で長く税務行政に携わっていた。	長年にわたり税務行政に携わり、税務及び会計に関する豊富な経験と専門的な知識を有するため、社外取締役に選任している。また税理士として、財務及び会計に関する相当の知見を有し、経営陣から独立した立場で公正性、公平性のある意見とともに当社の監督機能や取締役会での意思決定・監督機能の実効性強化に貢献できると判断した。同氏は2019年6月より朝日印刷株式会社の社外監査役を兼任しているが、同社の業務執行者ではなく、また、同社と当社との間に特別な利害関係はないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定した。
荒牧 宏敏	○	○	社外取締役 荒牧宏敏氏は、日本精工株式会社の取締役 執行役専務を務められている。	日本精工株式会社の取締役 執行役専務として経営に携わり経営者視点での高い知見を有している。また長らく技術部門を担当しており、技術部門の豊富な経験と知見も有していることから、これらを当社経営の監査・監督に生かしていただくため社外取締役に選任する。選任後は技術部門、生産部門に関して専門的見地からの助言提言をいただき、当社の経営・監督機能強化に尽力いただくことを期待している。同氏の経験を踏まえた公正性、公平性のある意見とともに適正な監査が期待でき、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定した。
武島 直子		○	社外取締役 武島直子氏は、民間企業(株式会社東芝)勤務後、弁護士として法律実務に長く従事してきた。	弁護士としての豊富な経験と法律に関する高い見識・専門性を有するため、社外取締役に選任している。これまでの経験・知見を生かし経営陣から独立した立場で公正性、公平性のある意見とともに当社の監督機能や取締役会での意思決定・監査機能の実効性強化に貢献できると判断した。また当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定した。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性					
	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長(議長)
監査等委員会	5	3	2	3	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				
当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項					
監査等委員会の専任スタッフとして、業務執行部門から独立した「監査等委員会室」を監査等委員会の直轄下に配置しており、監査等委員会室スタッフは監査等委員の指揮命令で職務を行っております。なお監査等委員会スタッフの人事考課、異動等は監査等委員会の同意を得て行っております。					
監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況					

監査等委員会は、経営監査部長から内部監査結果について報告を受けるとともに、情報交換・意見交換を行っております。
また監査等委員会は、会計監査人の監査計画や会計監査・内部統制監査の結果等について報告を受けるほか、会計監査人(有限責任あずさ監査法人)と定期的に情報交換・意見交換を実施しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無 更新	あり
--	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	指名委員会	5	0	2	3	0	0	社外取 締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	報酬委員会	5	0	2	3	0	0	社外取 締役

補足説明

指名委員会
当社は、取締役会の諮問機関として、独立社外取締役を主要な構成員とする任意の指名委員会を設置しております。同委員会では、当社の代表取締役社長の選解任、取締役候補の選定等に係る重要事項の決定をしております。その際、経営や事業に関する知見、経験、能力を踏まえ、取締役会としての全体のバランスや多様性を考慮し、適材適所の観点から総合的に審議した結果を取締役に諮っております。

報酬委員会
当社は、取締役会の諮問機関として、独立社外取締役を主要な構成員とする任意の報酬委員会を設置しております。同委員会での審議を通して、取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬決定に関する客観性と透明性を高めることに努めております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、東京証券取引所が定める有価証券上場規程、有価証券上場施行規則、上場管理等に関するガイドラインを遵守するとともに、当社において独立役員選任基準を定め、独立役員の選任を行っております。なお、当社は、当社が定める独立役員選任基準を充たす社外取締役全てを独立役員に指定しております。独立役員選任基準については、1. 基本的な考え方(原則4 - 9 独立性判断基準)をご参照ください。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	実施していない
-------------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役(監査等委員を除く)の任期が1年であり、重任取締役の新年度報酬は前期の業績等を評価のうえ、総合的観点から決定しております。また、当社は2006年8月29日開催の第61回定時株主総会の終結の時をもって取締役の退職慰労金制度を廃止しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

有価証券報告書及び事業報告において、取締役へ支払った報酬の総額を記載しております。2021年5月期に支払った当社の役員報酬は、取締役(監査等委員を除く)12名に対し200百万円、取締役(監査等委員)5名に対し78百万円(内、社外取締役3名に対しては33百万円)であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬の額は、株主総会で定められた報酬限度額の範囲内で、取締役(監査等委員を除く)については取締役会の決議により、監査等委員である取締役については監査等委員会の協議により決定しております。なお、株主総会で定められた報酬限度額は、取締役(監査等委員を除く)分は年額400百万円以内、監査等委員会分は年額130百万円以内であります。

また、当社は2021年2月24日開催の取締役会において取締役の個人別報酬等に係る決定方針を決議しております。取締役(監査等委員であるものを除く)の報酬は「企業業績、企業価値の向上に資すること、多様で優秀な人材を確保できる水準であること、透明性の高いプロセスを経て決定されること」を基本として設計しております。取締役(監査等委員を除く)の個人別報酬は金銭による固定報酬とし取締役としての報酬、代表取締役としての報酬、執行役員としての報酬で構成され、個人別の報酬額は、役位と職責及び前期の業績等を評価して年度毎に決定いたします。報酬額については、業務執行取締役が原案を策定し、独立社外取締役を中心に構成される任意の報酬委員会で審議を行い、監査等委員会に意見を聴取したうえで、取締役会に諮っております。監査等委員である取締役については、監査等委員会の協議により決定しております。また、連結経常利益及び連結当期純利益に目標額を設定し、その目標額を達成した場合には固定報酬のほかに賞与を支給することがあります。

当年度の取締役(監査等委員を除く)の個人別報酬等の内容は方針の決定以前に定めたものでありますが、方針と同様の内容により決定されていることから取締役会はその内容が方針に沿うものであると判断いたしました。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役を含む監査等委員会の専任スタッフとして、業務執行部門から独立した「監査等委員会室」を設置し、監査等委員会の指揮命令で職務を行っております。取締役会の開催に際しては、監査等委員に対し取締役会事務局から資料の事前送付及び事前説明を行っております。また、社長を含む経営トップとの意見交換や事業所・グループ会社の視察等の機会を設け、職務を遂行するために必要な情報を十分に提供するよう努めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

1. 業務執行、監督の機能に係る事項

取締役会は現在、取締役(監査等委員を除く)7名及び監査等委員である取締役5名で構成され、毎月1回以上開催しております。当社グループ及び当社の経営に関する重要事項を決定するとともに、基本的な経営戦略の決定と経営全般の監督、グループ全体の経営課題及びグループ会社各社の重要事項について審議を行っております。

当社は、執行役員制を導入し、業務執行責任の明確化と意思決定の迅速化を図っております。また、事業年度に関する責任を明確にし、緊張感を持って経営にあたるとともに、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役(監査等委員を除く)及び執行役員の任期を1年としております。取締役会は代表取締役社長が議長となり、事業の状況把握を迅速に行う為、当社の社内カンパニーである三協アルミ社、三協マテリアル社、タテヤマアドバンス社の各カンパニー社長と国際事業の代表が出席しております。

また、当社は取締役構成員のほか、各事業責任者及び部門統括責任者で構成する経営会議を設置し、当社経営の基本方針に関する事項ならびに個別重要事項についての審議、決定と情報共有を行っております。

2. 監査に係る事項

(1) 監査等委員会監査の状況

a. 組織・人員・手続

当社の監査等委員会は5名(うち、社外取締役3名)で構成されており、常勤の監査等委員は社外取締役1名を含む3名です。常勤監査等委員の内1名は、財務・経理部門における長年の業務経験があり、また、社外監査等委員の内1名は、税理士の資格を有しており、それぞれ財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

なお、監査等委員会の実効性確保のため、監査等委員会の職務を補助する監査等委員会室(専任3名)を設置しております。

監査等委員会による監査は、同委員会が定める監査等委員会監査等基準並びに監査方針及び監査計画等に従い実施しております。

b. 監査等委員会の活動状況

監査等委員会は取締役会開催に先立ち月次で開催されるほか、必要に応じて臨時で開催されます。当事業年度において当社は監査等委員会を20回開催しております。

監査等委員会における主な検討事項は、監査方針及び監査計画、グループの内部統制システムの整備・運用状況、会計監査人に関する評価と監査結果の相当性、会社の業績等の評価とそれに基づく取締役の選解任、報酬等に関する意見形成等であり、当事業年度は前事業年度の内部統制システム監査において発見された事項の内、企業集団内部統制にかかる事項及び事業計画等の進捗状況について、重点項目として監査活動を行いました。また、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性の検討においては、特に、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、会計監査人が会計上の重要な論点を適切に検討し、必要な手続きを実施しているか、会計監査人からの報告聴取等を通じて確認・検証を行いました。さらに、「監査上の主要な検討事項(KAM)」について、会計監査人の年度監査計画においてKAM候補となりうる項目を確認した上で、各四半期を通じた状況の変化や年度末でのKAM項目の選定及びKAM文案の作成について、会計監査人からの報告聴取等を通じて確認・検証を行いました。

監査等委員会は、定期的に行われる代表取締役との意見交換会や、必要に応じて行われる監査等委員以外の取締役との情報交換等により、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク等を確認しております。全ての監査等委員は、取締役会、内部統制委員会等に出席し、議事運営、決議内容等を監査し、必要に応じて意見表明を行っております。

常勤の監査等委員は、経営会議、コンプライアンス委員会等の重要な会議への出席や、重要決裁書類の内容確認を行い、その内容について監査等委員会において非常勤の監査等委員と情報を共有しております。

また、監査等委員会は内部監査部門及び会計監査人と緊密な連携を図ることとしており、この詳細は、「(2) 内部監査の状況 b. 内部監査、監査等委員会監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係」に記載のとおりです。

さらに、取締役の業務執行の適法性及び適正性並びに内部統制システムの構築及び運用状況を監査するため、当社及び当社グループ各社に

対する往査及びヒアリング等により業務遂行状況の確認を実施し、必要に応じて取締役・取締役会・使用人に対して報告、助言、勧告を行うとともに、事業年度末にはこれらを総括し、「監査等委員会内部統制システム監査報告」として取締役会に対し報告を行っております。

グループ監査に関し監査等委員会は、グループ各社の監査役から監査報告書の提出を受けるとともに、常勤の監査等委員はグループの監査役との会議を開催し、各社の内部統制システムの構築・運用状況を確認しております。

監査等委員以外の取締役の選任等及び報酬等に関し、取締役会の諮問について審議する任意の指名委員会と報酬委員会が設置されております。社外の監査等委員は、その委員長及び委員として各2名が就任し、意見を述べるなどしております。両委員会の審議結果は、取締役会にそれぞれの委員会答申として提出されております。

監査等委員会ではその両委員会答申に基づく監査等委員以外の取締役の選任議案並びに報酬案について審議した結果、会社法の規定に基づき株主総会において意見を陳述すべき事項がない旨決定しております。

(2) 内部監査の状況

a. 内部監査の組織、人員及び手続き

当社は、内部監査部門として経営監査部(提出日現在は合計13名)を設置し、社長及び監査等委員会の承認を得た内部監査計画に基づき、当社及び当社グループにおける業務の有効性・効率性、財務報告の信頼性、リスク管理状況、資産の保全・有効活用状況、法令等遵守状況などについての監査を行っております。

b. 内部監査、監査等委員会監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係

監査等委員会は、経営監査部長から内部監査結果について報告を受けるとともに、情報交換・意見交換を行い、必要に応じて追加調査等の指示ができる体制となっております。

また、コンプライアンスやリスク管理活動の状況等について、内部統制部門及び関連部門から定期的又は随時に報告を受けております。

さらに、監査等委員会は、会計監査人の監査計画や会計監査・内部統制監査の結果等について報告を受けるほか、会計監査人と定期的に情報交換・意見交換を実施することとしております。

内部監査部門である経営監査部は、法令等の遵守を含む業務の適正性を監査し、監査等委員会と緊密な連携をとることとしております。また、財務報告に係る内部統制に関しては、経営監査部と会計監査人は適宜協議を行い、経営監査部が独立的評価を実施しております。

c. 新型コロナウイルス感染症の影響

当連結会計年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大影響により、内部監査の対象拠点において現地調査が困難な状況となる拠点が生じましたが、ウェブ会議等によるリモート監査を実施することにより、内部監査の実効性の確保に努めました。

(3) 会計監査の状況

当社は、有限責任あずさ監査法人との間で、会社法ならびに金融商品取引法に基づく会計監査について、監査契約を締結しております。同監査法人ならびに当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間には特別な利害関係はありません。2021年5月期において当社の監査業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりであります。

・業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 山本 健太郎

指定有限責任社員 業務執行社員 森部 裕次

・監査業務に係る補助者の構成 公認会計士11名、会計士試験合格者等3名、その他8名

3. 指名、報酬決定について

当社は、取締役会の諮問機関として、任意の指名委員会を2018年11月、報酬委員会を2019年5月に設置いたしました。各委員会は、社内取締役2名、社外取締役3名で構成され、社外取締役が議長を務めております。同委員会での審議を通して、取締役の選解任や報酬の決定に関する客観性と透明性を高めることに努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社および当社グループは、監査等委員会設置会社制度下における内部統制システムの基本方針に基づき、当社及び当社グループにおける取締役の職務執行の監督・監査体制を整えております。監査等委員には、独立性の高い社外取締役および財務・会計に関する知見を有する取締役が選任されております。監査等委員である取締役が取締役会での議決権を有することにより監査・監督機能が強化されております。また、監査等委員会の機能が有効に果たされるよう、監査等委員会監査を支える体制を構築しております。これらにより、当社のコーポレート・ガバナンス体制を一層充実させることができるものと判断し、現状のガバナンス体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2021年8月27日開催の第76回定時株主総会の招集通知を8月12日(株主総会15日前)に発送しております。情報提供は、招集通知の発送に先駆け、当社ホームページ及び東京証券取引所のホームページ(TDnet)に8月5日にその内容を公表しております。
集中日を回避した株主総会の設定	5月決算のため、株主総会は集中日開催とはなりません。
招集通知(要約)の英文での提供	実施しております。
その他	当社ホームページに招集通知を掲載しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを当社ホームページに掲載しております。 https://www.st-grp.co.jp/ir/disclosure.html	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	実施しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算の概要について、機関投資家、アナリストの方々を対象に ラージミーティングを開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	https://www.st-grp.co.jp/ir/index.html 掲載内容は、株主・投資家の皆様へトップメッセージ、事業報告書、決算短信、四半期情報、決算公告、IRカレンダーを掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署: 広報・IR部	
その他	国内外の機関投資家に対し、個別ミーティングによる会社方針、事業概要、決算内容等の説明を行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	お客様、株主、従業員及びその他ステークホルダー、そして社会からの信頼を築き共に発展していくことを経営理念、行動指針、CSポリシーとして定め、行動しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	CSR憲章、CSR行動規範、環境基本理念や環境方針などを定めております。またグループレポートを作成し、当社ホームページに開示しております。 https://www.st-grp.co.jp/csr/index.html
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	情報開示委員会を設置し、適時・適切な開示を行っております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

適正な業務執行、財務報告の信頼性及び関連法規の遵守を確保するために、各種社内ルールを設定し、職務権限とその責任を明確にするなど内部統制システムの充実を図っております。

また、法令に従い「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制（内部統制システム）」の構築に関する基本方針を決議し、2016年5月26日付で「内部統制システムに関する基本方針」を改定しております。

< 内部統制システムの整備状況 >

- ・経営理念、行動指針、CSR行動規範、コンプライアンス行動基準等を制定し、携帯カードや冊子にして全役員・従業員に配布し、意識徹底を図っております。
- ・当社グループの内部統制を支援するための組織として、経営監査部に内部統制グループを設置しております。
- ・当社グループの実効性ある内部統制システムの構築を図るため「内部統制委員会」を設置しており、年4回の開催にて、内部統制システム基本方針の審議や、内部統制・リスク管理全般にわたる議論を行っております。
- ・「コンプライアンス委員会」を年4回開催し、コンプライアンス推進に関する年次活動の確認と、問題の把握と改善を図っております。
- ・「コンプライアンス研修」や「コンプライアンスセルフチェック」、「コンプライアンス情報誌」の配布などを実施し、全役職員へ法令遵守と企業倫理を浸透させ、コンプライアンス意識・知識の向上を図っております。
- ・当社グループの内部通報制度である「コンプライン」を社内窓口（総務部門及び監査等委員会室）のほか、社外の通報窓口も設置し、通報者が利用しやすい環境を整えております。
- ・経営監査部によるグループ各社の内部監査を実施することにより、グループ全体の内部統制の有効性を確認しております。また、金融商品取引法に基づく、財務報告に係る内部統制についても年度基本計画に基づいて適切に対応しております。
- ・内部統制委員会が主体となり、当社グループのリスク情報を一元管理することにより全社的な重要リスクの把握、対策推進を行っております。また、不測の事態が発生した場合には、「危機管理規程」及び「危機管理マニュアル」に基づき「対策会議」を開催、事態の重要度等に応じ「対策本部」を設置するなど、適切に対応する体制となっております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方として、「利用しない」「恐れない」「金を出さない」ことをコンプライアンス行動基準に明記し、不当要求防止責任者を選任し、外部専門機関との協力体制を整備しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社は、株主の皆様が長期にわたり株式を持ち続けていただくことが重要と考え、業績の向上により企業価値を高めていくことに努めており、現時点では買収防衛策について特に定めておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、次のとおりです。

1. 会社情報の適時開示に係る基本方針

当社は、投資者に適時適切に会社情報の開示を行うことを基本方針とし、証券取引に関連する法令及び証券取引所の諸規則を遵守することに加え、社内規程（内部情報管理規程 及び 情報開示委員会規程 等）に従い、以下のとおり適時開示すべき情報を取り扱っております。

2. 会社情報の適時開示に係る社内体制

(1) 情報開示委員会

当社は、公正かつ適時・適切な開示を行う為、情報開示委員会を設置しております。委員会は経営企画統括室長を委員長、財務経理統括室長及び総務人事統括室長を副委員長とし、経営監査部長、経営企画部長、経営管理部長、経理部長、総務部長、広報・IR部長により構成され、開示内容の適切性・有効性を検証するため、監視委員として監査等委員会室長が参加しております。

(2) 会社情報の集約・管理

当社及び子会社等の会社情報は、当社の社内規程により、各社各部門責任者から、情報集約担当部門を通して、情報取扱責任者である経営企画統括室長、財務経理統括室長及び総務人事統括室長に報告することにより、集約・管理しております。

(3) 会社情報の適時開示の要否判定

上記体制により集約した会社情報は、証券取引に関連する法令及び証券取引所の諸規則ならびに社内規程に基づき情報開示委員会にて適時開示の要否について審議し、取締役会の承認を得て開示することとなっております。但し、緊急を要する場合は、代表取締役の承認後、遅滞なく開示することとなっております。

(4) 会社情報の適時開示

適時開示が決定した会社情報は、情報開示委員会にて決定した時期・方法に従い、情報取扱責任者の指示により、公表担当部署（経理部、広報・IR部）によって行われます。

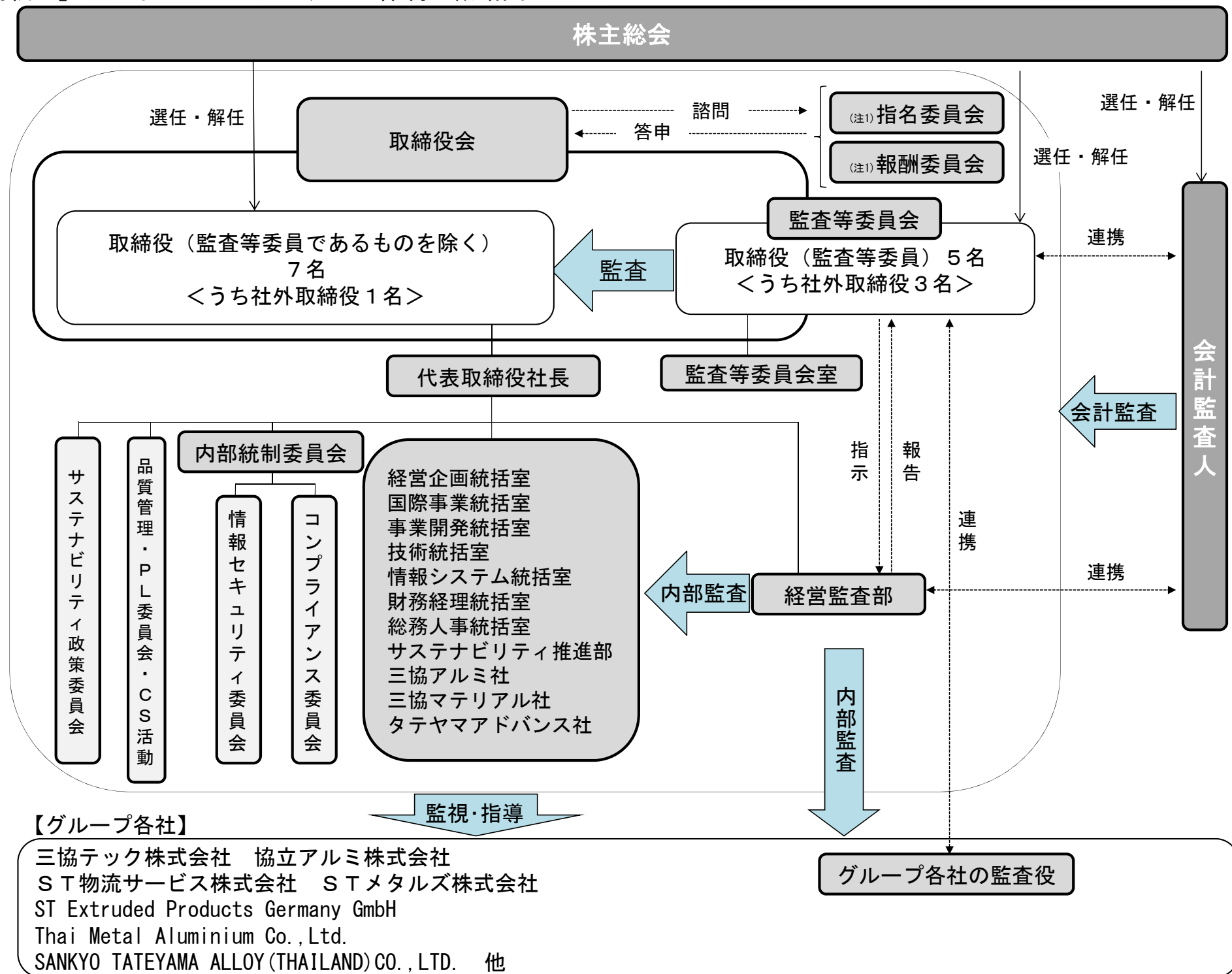
開示に当たっては、TDnetへの提出については経理部が、記者クラブを含む報道機関および当社ホームページへの掲載は広報・IR部が主体となり、原則として、TDnet、記者クラブ、当社ホームページにおいて同一資料を同時に公表します。

なお、財務経理統括室長は証券取引所との連絡を掌る情報取扱責任者として届出ております。

(5) 適時開示に係る社内体制のチェック機能

当社は、投資者への公平かつ適時、適切な会社情報の開示が行われているかどうかを検証するため、情報開示プロセスに係る内部統制の自己評価を関連部署において、随時、実施すると共に、当該内部統制については、経営監査部が定期的に監視チェックを実施しています。また、監査等委員会の指揮命令下にある監査等委員会室長が監視委員として情報開示委員会に参加し、開示内容の適切性・有効性を検証しております。

【別紙1】コーポレート・ガバナンス体制の概略図



(注1) 当社は、監査等委員会設置会社であり、指名委員会、報酬委員会は任意の委員会であります。

【別紙2】 適時開示体制の概略図

